

# 自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会 規約

(名称)

第1条 この会は、「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会  
(以下「本会」という。)」と称する。

(目的)

第2条 本会は、自転車による観光振興、住民の健康の増進、交通の混雑の緩和、  
環境への負荷の低減等により公共の利益を増進し、地方創生を図ろうとする自治  
体が連携して、情報交換や共同の取組を進めることで、我が国の自転車文化の向  
上、普及促進を図るとともに、各地域が取り組む地方創生推進の一助となること  
を目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 自転車施策に関する国等関係機関への予算等要望活動
- (2) 自転車を活用した地方創生の提言
- (3) 自転車を活用したまちづくりに関する情報交換
- (4) 自転車の走行環境の改善
- (5) 交通の安全の確保
- (6) 自転車を活用した観光振興
- (7) 自転車の活用による健康増進
- (8) 自転車の活用による環境負荷低減
- (9) 災害時における自転車活用
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は、全国の市区町村長で、本会の趣旨に賛同し、入会届を本会  
に提出した者とする。

2 前項の入会届は随時受け付ける。

3 本会は別に定めるところにより、全国を9ブロックに分け、会員をその所在地  
に応じて各ブロックに位置づける。

(会員の脱退)

第5条 会員は、本会に退会届を提出することで本会を脱退することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 8名

(3) 理事 7名

(4) 監事 2名

2 第4条第3項に規定するブロック毎にそれぞれ副会長1名を含む役員候補者2名を選出し、いずれか1名をブロック長とする。

3 会長は副会長の中から役員候補者の互選により選出する。

4 理事及び監事は、会長、副会長を除く役員候補者の中から互選により選出する。

5 役員任期は、役員改選決議のあった時からその翌々年度の総会における役員改選決議の時まで(選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで)とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その活動を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、総会で承認された事業を執行する。

4 ブロック長は、各ブロックの活動及び入退会等の事務を総括する。

5 監事は、会の会計を監査する。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、会長が指定する市区町村に全体事務局を置く。

2 前項に定める事務局とは別に、ブロック長就任市区町村にブロック事務局を置く。

(総会)

第 10 条 本会の総会は、全ての会員をもって構成し、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があると認められるときは、臨時に開催できるものとする。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者が務める。

4 総会は、次の事項について議決する。

(1) 自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会 規約(以下、「規約」という。)の変更

(2) 活動計画の策定又は変更

(3) 役員就任の承認

(4) その他本会の運営に関する重要事項

5 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できないものは、委任状を議長に提出することにより、出席者の数に加えるものとする。

6 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、委任状を議長に提出しなければならない。

8 前 2 項に関わらず、緊急を要する事項は、書面により、会員の過半数の同意をもって決する。

(役員会)

第 11 条 役員会は第 6 条第 1 項の役員をもって構成し必要に応じて開催する。

2 役員会は次の事項について議決する。

(1) 総会に提出する議案の決定

(2) 総会で議決された事業の実施方法等の決定

(3) 各ブロックへの情報提供、情報収集

(4) 自転車施策に関する国等関係機関への要望等の活動

(5) 顧問の就任要請の承認

(分科会)

第 12 条 本会は必要に応じて分科会を設置することができる。

2 各分科会の設置は、総会において議決する。

3 分科会は、会員のうち参加を希望する者から構成する。

4 分科会長は、分科会の活動状況を取りまとめ、総会において報告する。

(会費)

第13条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。ただし、年度の途中で入会する場合は、入会時に会費を納入し、年度の途中で退会した場合は返納しない。

2 会費の額及び納入期限は、総会において決定する。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この規約に定めのない事項は、会長が別に定める。

#### 附則

1 この規約は、平成30年11月15日から施行する。

2 初年度の会計期間は、第12条第3項の規定にかかわらず設立総会の日から翌年3月31日までとする。

3 設立当初の役員は、第6条第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず以下のとおりとする。

会 長	今治市長	菅 良二
副会長	美唄市長	高橋 幹夫
	北上市長	高橋 敏彦
	佐渡市長	三浦 基裕
	前橋市長	山本 龍
	三島市長	豊岡 武士
	堺市長	竹山 修身
	尾道市長	平谷 祐宏
	南さつま市長	本坊 輝雄
理 事	俱知安町長	西江 栄二
	石巻市長	亀山 紘
	飯山市長	足立 正則
	さいたま市長	清水 勇人
	守山市長	宮本 和宏
	真庭市長	太田 昇
	国東市長	三河 明史

監 事 安城市長            神谷 学  
         宿毛市長            中平 富宏

- 4 設立当初の役員の任期は、第6条第5項の規定にかかわらず平成31（2019）年度の総会の日までとする。
- 5 この規約は、令和元年11月14日から施行する。
- 6 この規約は、令和3年7月21日から施行する。